

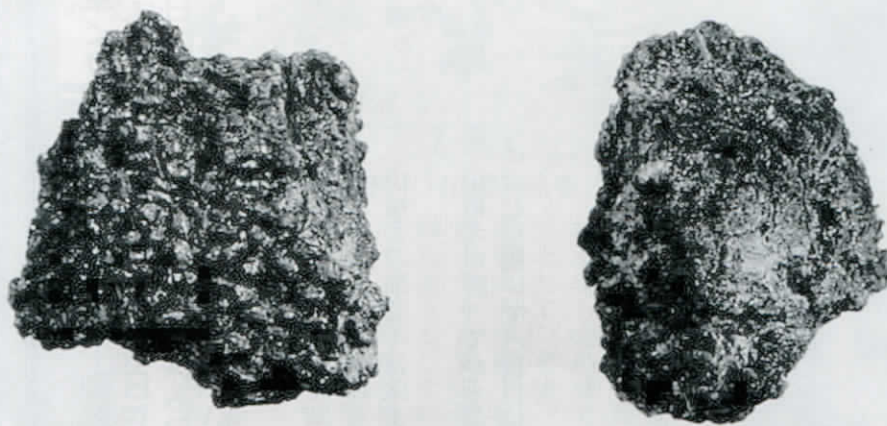
# かも 市史だより

平成21年3月

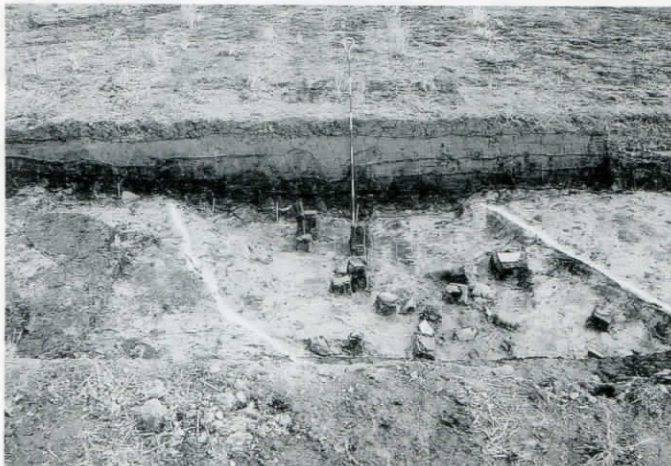
No.19

◆編集発行 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

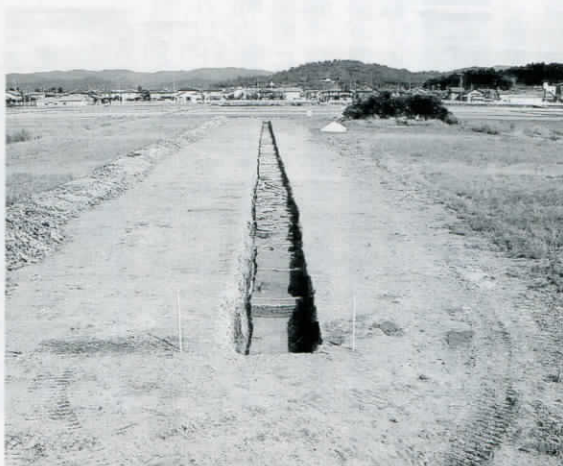
## 古代の炭化米出土（太田遺跡）



▲古代の炭化米



▲土器出土状況



▲調査区全景

太田遺跡は下条川左岸の沖積低地に立地する奈良・平安時代の集落遺跡です。青海郷の拠点の遺跡である馬越遺跡とは約一キロ程の距離にあります。平成十九年に、ほ場整備事業に伴い、小規模な発掘調査が行われました。

調査の結果、奈良時代（八世紀後半頃）から平安時代（九世紀後半頃）にかけての遺構や遺物が出土しました。調査面積が狭い割には、夥しい生活の痕跡が発見されています。

特に注目される遺物は、柱穴から出土した握りこぶし半分程の大きさの黒い塊です。丁寧に泥を落とすと、多くの米粒が炭化して固まっている「炭化米」と判りました。その柱穴からは古代の土器も出土しているので、間違いなく古代の「コメ」です。

全国的には弥生時代の「コメ」が有名ですが、近年、妙高市の鮫ヶ尾城跡で戦国時代の戦火で焼けた炭化米が出土し、注目されました。県内で古代の「コメ」の出土事例は少なく、古代と現代をつなぐ親近感の持てる大変貴重な遺物です。現在、詳細な年代測定や外形観察を専門機関にお願いしています。太田遺跡周辺に米倉が存在した可能性も考えられます。

（民俗資料館 伊藤秀和）

# 村・四・休・日

江戸時代の村人は朝早くから夜遅くまで一年中勤勉に働いていたというイメージがあります。しかし祭日や農作業の疲れをいやす休日はありません。休日（休み日）は各家で自由にとるのではなく、村で定めていつせいに休んでいました。

## 新発田藩の休日定め

宝永三年（一七〇六）の新発田藩の条目は、百姓の身持ちをただし、衣食などのぜいたくを禁じるとともに、休日について次のように定めています。

- 一 田おこしから田植え前までは五日働いて六日目に休むこと。
- 一 田植えの期間中は休まないこと。
- 一 田植えが終わってから盆前までは、七日働いて八日目に休むこと。



▲ 田植え休みの様子（「農業図絵」「日本農書全集」より）

新発田藩の法令（1706）の法令では7日勤め8日目に休むなど、舞うがある。

田植えを仕  
休日の定め

寛政八年（一七九六）十二月、下条村では、近年村内の次男・召使いの男女・若者たちがみだりに「附休」と名目をつけて好き勝手に休日をとるようになり、このままでは村方が

## 下条三か村の休日の定め

寛政八年（一七九六）十二月、下条村では、近年村内の次男・召使いの男女・若者たちがみだりに「附休」と名目をつけて好き勝手に休日をとるようになり、このままでは村方が

このように領主が休日を定めて統制しようとしているのは、村ではこれ以上に休日があり、日数も増える傾向があったからだと考えられます。実際には何日くらい休日があったのか、右の新発田藩の条目から九十年後の例ですが下条村の場合をみてみましょう。

▲ 正月から12月までの休日（下条三か村定め書）

一月	一日・二日・七日・十一日・十五日・十六日・十七日・二十日・二十五日
二月	一日・十五日・初午・彼岸中三日
三月	三日・四日・十五日・十六日・二十一日・二十五日・二十七日半日
四月	八日・加茂祭兩日
五月	五日・六日
六月	一日・十五日・十六日
七月	一日・七日・九日半日・十四日より二十日まで・二十七日
八月	一日・二日・八日・十五日・十六日・彼岸中三日
九月	九月から十二月までは、天気により家内相談の上で休むこと。
十月	一日・二日・三日・四日・五日・六日・七日・八日・九日・十日・十一日・十二日・十三日・十四日・十五日・十六日・十七日・十八日・十九日・二十日・二十一日・二十二日・二十三日・二十四日・二十五日・二十六日・二十七日・二十八日・二十九日・三十日
十一月	一日・二日・三日・四日・五日・六日・七日・八日・九日・十日・十一日・十二日・十三日・十四日・十五日・十六日・十七日・十八日・十九日・二十日・二十一日・二十二日・二十三日・二十四日・二十五日・二十六日・二十七日・二十八日・二十九日・三十日
十二月	一日・二日・三日・四日・五日・六日・七日・八日・九日・十日・十一日・十二日・十三日・十四日・十五日・十六日・十七日・十八日・十九日・二十日・二十一日・二十二日・二十三日・二十四日・二十五日・二十六日・二十七日・二十八日・二十九日・三十日

衰える原因になるとして、村役人が評議して休日を次のように定めています。



▲ 田植えの様子（『村山農耕絵巻』『図録農村生活史事典』より）

正月や盆などの民俗的年中行事や神事祭礼、農業にかかわる休日がなからんでいます。一月から八月までの間で四十八日の休日が定められています。春から夏の農繁期の休日は少なく、九月から十二月までは農閑期なので期日を定めなくてもよかったです。日が定められていない九月から十二月までの休日と、さら

います。

## 鵜森村の若者

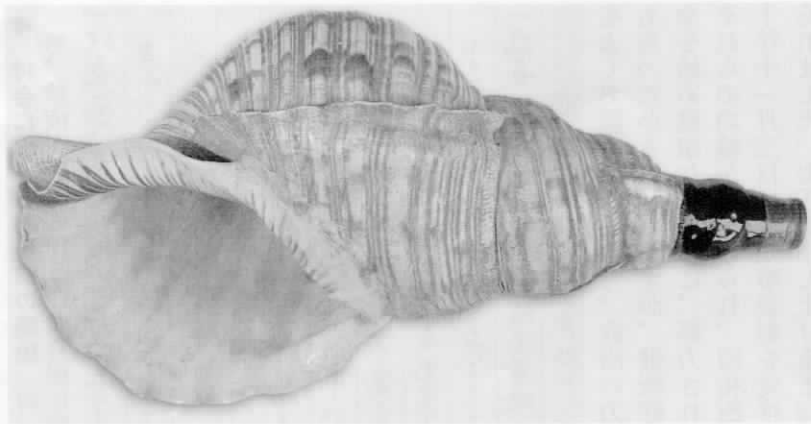
鵜森村では天保十三年（一八四二）、若者たちが「我俣休日・押休・附休」などと申し合わせて心得違いであるとし、以後は村が定めた以外には休日をとらせないことを取り決めていきます。しかし、こうして取り決めた

に村内の触れによって休む五月休みや風祭りなどもあったことから、一年で約六十日の休日があったと考えられます。なお文政十一年（一八二八）、村松領の村では年間合計六十二日の休日が定められています。

## 臨時の休日の増加と若者

ところで下条村は、これ以外の臨時の休みにについては西・中・東の三か村が申し合わせて通達するとしています。これは若者たちが勝手に休日を増やそうとする動きを統制しようとしているためです。江戸時代後期になると、若者たちが主体となって休日を増やそうとする動きが目立ってきました。次にみる鵜森村の例にそれがよくあらわれて

にもかかわらず、定例の休日以外に臨時の休みを増やそうとする若者たちの動きは止められなかったようです。同村では、嘉永二年（一八四九）、若者たちが不埒な行動をしたとして、村に詫びをいれています。そこでは、定められた休日のほか、「押休・追揚ケ・一軒触」などを企て、近年何となく若者たちで申し合わせて自由勝手に休日を増やし、押休みの頭取



▲ 法螺貝 田中新田で昭和三十年代まで使用。農家組合長から「追上げ休み」の許可を貰い、触れの合図を法螺貝で知らせた。

となっていたとしています。若者たちが臨時の休みを強要し、村内の秩序を乱していることがわかります。「追揚ケ（追上げ）」休みではホラ貝を吹いて田畑に出て働いている人たちを追い返し、「一軒触」は各家をまわって休みを強制したと考えられます。

村役人たちは、村内の秩序を乱す行為として若者たちによる臨時の休日を禁止しようとしています。若者たちが休日を増やそうするのは労働の休養のためだけでなく、飲酒や芝居・遊興などのためであったと考えられます。

## 明治の休日

明治に入ると、政府が祝日を定め、土・日の七曜制が実施されるなど変化しますが、村の休日はそれとは別に取り決められています。

大不況に襲われた明治十八年（一八八五）、加茂新田ほか三か村の儉約申し合わせでは、大祭日と一か月に六日間のほかに休業することを禁止し、慣例の休日や申し合わせて勝手に休むことは決してあってはならないとしています。前年の天神林村の儉約取り決めでは、役場から触れ出しの祭礼・祝日等のほかは、いわれなく人寄せして宴会することを堅く禁止しています。

（近世部会 池田 茂）

# 七谷診療所

## 関根玄三先生の思い出



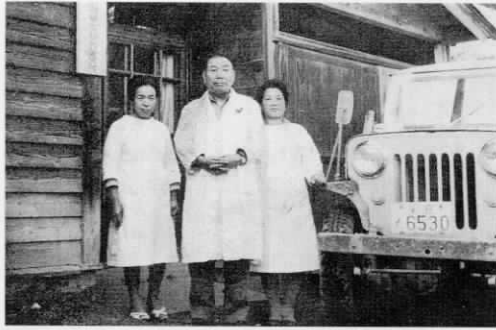
黒水 茂野雄子

無医村だった七谷村の僻地医療にとりくみ献身された人達に感謝し思い出を綴ります。

昭和十二年に七谷診療所が開設され、所長に横山彰太郎先生が単身で着任され、昭和二十三年に健康上の理由で退職されました。当時私の実家の祖母が、食事の依頼を受けておりました。出来上がった食事を「おかもち」に入れて運ぶ手伝いをさせられたことを覚えています。先生には、めったに会わなかったけど、軍

医さんだったとか、立派な鼻髯をはやした偉い先生だったと子供心に思っております。

しばらく閉鎖されていた診療所に、神奈川県川崎市役所衛生局から、七谷診療所長に、関根玄三先生が招かれました。当時はなれない土地、雪深い七谷の生活で苦労が多かったと思われます。先生はしっかりとした体格で心の広い包擁力を持っておられる方と受けとめました。無医村の医師として日夜を問わず、暑さ寒さに堪え快く往診に応じ患者をいたわって下さいました。往診時に使った車は、ジープの様な力のある箱型の自動車でした。往診の時など、患者の家の人達と同じ食事を囲んで、子供への食生活は、良質な蛋白質を与える様に、高血圧の予防には、部屋を改善して冬暖かい所に生活する様にとか、新しい時代の生活の在り方



▲ 七谷診療所前で写る関根玄三・石田マスエ（左）と助産婦の坂上エツ（加茂病院院内報『とき』第15号より）

# かも私史

### 八、縣立診療所開設

村会における開所前の議論 村は二年前起こった加茂川水害復旧のさなかで、診療所設置に伴う経費負担に懸念もあった。  
一 村長本村ニ本縣診療所ヲ設置セラルルニ依リ本縣衛生施設費ニ寄附、為金  
一 若干百圓ヲ本縣ニ寄附シ安スルニテアルカニ民力ノ疲弊困憊甚シク親良祖  
重慶ニ惱ミ居ル際本全ヲ増税増課ニ求ルカ如キハ安ミ村民負担力ノ許カ  
ル所ナリマシ然レモ他ニ適當ナル財源ヲアリスカラ必由女費用ノ性償民力ノ安伏負  
担固係ヲ考究シ茲議案所載如ク村基本財産ヲ用テ以テ村民負  
担ノ緩和ヲ圖リマス共ニ診療ニ患マレル家庭ニ對シ医療ノ途ヲ拓キ村民位  
ノ向上及保健衛生施設ノ改善充實ヲ圖ルニ適切ナルモト存シテ本案ヲ提出  
シテ次第ヲアラス速ニ御賛成アリシメトテ望ミマス  
一 議長他、御異存ナケレバ讀会省略ノ上原案ヲ可決致シタリト存シマス  
一 満場異議ナシノ声起ル

### 七谷診療所の概要（昭和十二年七谷村事務報告書及財産表）

（昭和五年生）

もう一人診療所を支えて下さった方が、石田マスエ看護婦さんです。昭和十二年診療所開設と同時に、東

無醫村ニシテ診療ニ惠レサル家庭多キニ鑑ミ多年之カ診療設備ヲ要望アリシカ偶々内務省ニ於テ全國ノ無醫村ニ對シ補助金ヲ交付シテ設立セラルルコト、ナリ本縣ニテハ本年度ニ六ヶ所ニ割當テラレタルヲ以テ六月十日縣營診療所建設費ノ一部金七百五十圓初度調辦費四百五十圓及敷地百坪ニ對スル借地料ヲ寄附スルコト、シ縣立診療所ノ設置方ヲ本縣ニ申請セル所大宇黒水ニ之レカ設置ヲ見玉月五日所長横山

彰太郎事務員茂野桂太郎看護婦外山マスエ任命セラレ即日開業シタルニ醫療費低廉ニシテ醫療費支拂ニ對スル一般ノ苦痛ヲ緩和シタルノミナラス診療ニ惠マレサル家庭ニ醫療ノ途ヲ拓キタル爲メ村民本位ノ

向上及保健衛生上裨益スル所夥シトセズ

# 私の町並み語り



番田  
金子義一

私は昭和四十五、六年まで実家の上条新町金子米店の配達や外交をしていたので、昭和初期からの上条や町並みのことをよく知っている方です。その中で思い出の多い家について少し記してみたいと思います。



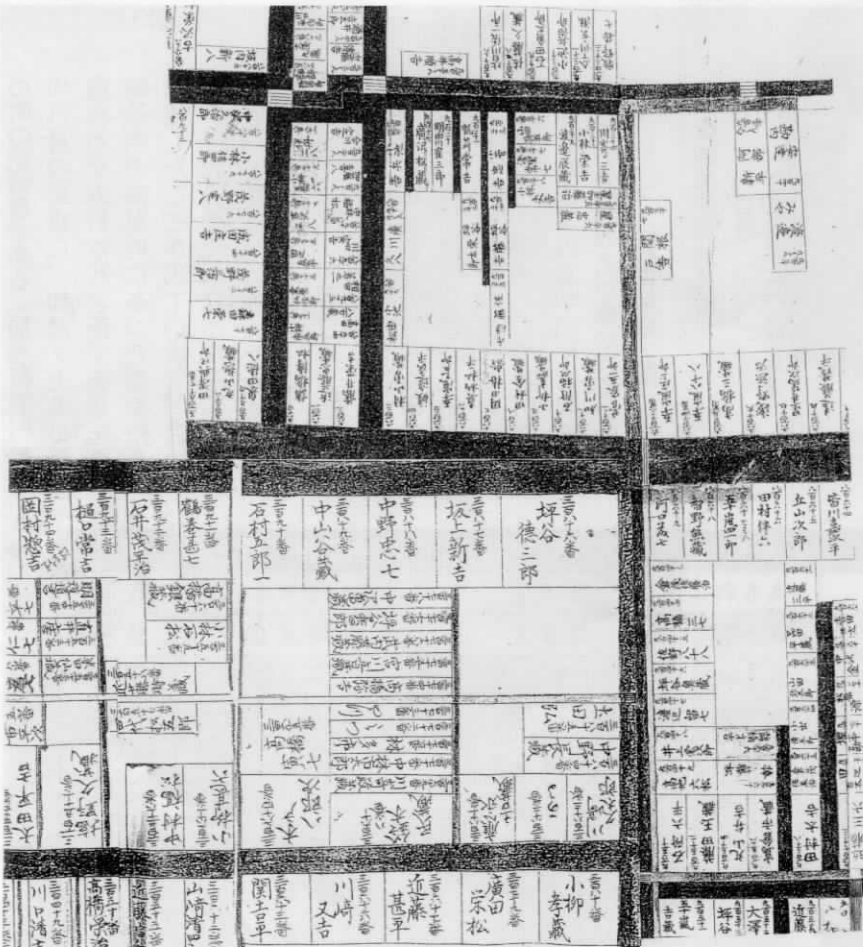
▲小田島紙工場（昭和三十年代）  
中央に立っている人が仕上げ担当の桑原庄太郎さん。

はじめに現在若宮町に住まわれる小田島紙屋さんのことです。あそこは古くは紙問屋を営んでおり、七谷の紙漉き人に資金や材料を提供し、仕上がった和紙を集めて営業をして

▲明治五年加茂町・上条村戸籍簿絵図（合成図）  
上側は加茂十一軒町。図の右端に皆川嘉次平がみえる。

いました。また大正五年頃に、紙漉き工場を現在の八幡一丁目二番附近に作りました。紙漉きの「フネ」も四〇艘ほどあり、漉いた和紙を乾燥する機械操作の人や仕上げを担当する人など、盛りの時は四〇人ほどが働いていたようです。私ら夫婦はこの工場の一角を借りて所帯を持ちました。工場の中ほどに大きな風呂があり、従業員と入ったものです。

この小田島さんの裏手に「新長屋」と呼ばれた所があって、ここは昔旦那様の関金六さん所有地で、文字通り長屋があったり、木材置き場や木工関係の工場・職人が住んでいました。水害後の加茂川改修により、すっかり変わり、現在は若宮町一丁目二番の川沿いですが、当時の様子は残っていませんね。



上条新町の一番下手、現在の中央コミセンがある所は、昔、皆川様という機屋をしていた人が住んでいた所でした。その前に住んでいた人は、「駒岡屋与三右衛門」という上条の商人だったそうです。明治五年（一八七二）頃の上条村の戸籍簿絵図には、「坪谷徳三郎」（駒岡屋）という人が住んでいたことが記され、この脇の小路を駒岡屋小路と言いました。前の皆川様は皆川嘉次兵衛さんの分家です。本家で加茂上町の地主で商人の皆川嘉次兵衛さんの居宅は、前が平屋で、奥の方が入母屋の大きい屋敷でした。ここに日本電信電話公社の加茂電報電話局が昭和二十四年に建ち、現在はその前側一、二階が上町コミセンとして使われています。

こんな話も伝わっています。弘化五年（一八四八）に落成遷宮をした上条の八幡様の本殿を建てた時、その棟梁であった越中井波（富山県）の名工松井角平が駒岡屋に泊って、本殿建築にあたったそうです。（大正十四年生、平成二十年逝去）

# 上条の質屋

かつてこの町へ行って三軒はあったのが質屋でした。所持する物件を担保に金銭を借りることのできる質屋は、江戸時代でも庶民の身近な金融機関でした。質屋は古くは一四世紀の南北朝期の土倉と呼ばれるものがその原型と言います。

江戸時代の加茂にどれほどの質屋があったのでしょうか。少し時代が新しくなりますが、三条地震の起こった文政十一年（一八一八）

の町の記録書である「加茂町御用留」の八月の記録に、加茂・上条の質屋合わせ九軒が代官所である出雲崎役所の陣屋内にあった稲荷堂を再建したことが出ています。この九軒は加茂町の（小林）永之丞・（古川）伴左衛門・喜助・仁左衛門・甚之助の五軒と、上条村の（関）金六・権次郎・（坪倉）与三右衛門・吉右衛門の四軒でした。

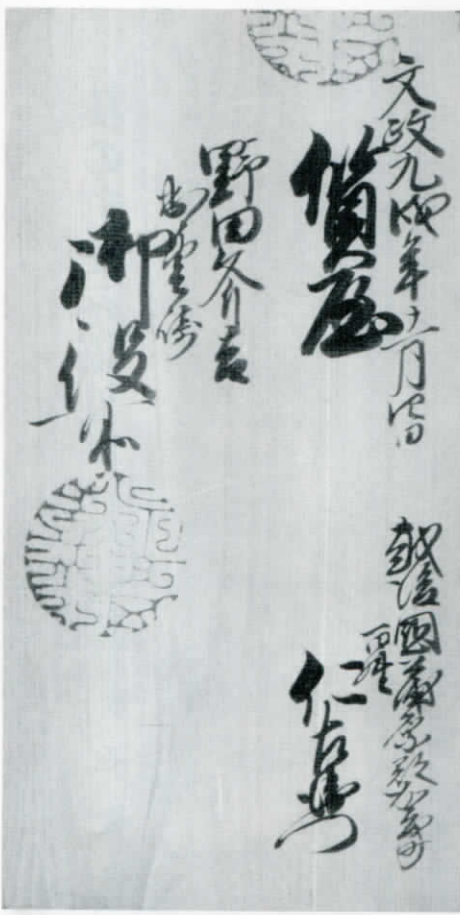
掲載写真の質屋鑑札（幸町市川長里氏所蔵）は、右の加茂町仁左衛門のもので、発行されたのは文政九年十一月四日です。鑑札は典型的な御家流の文字で代官御役所印と仁左衛門の名が書かれています。

（近世部会 関 正平）

文政九戌年十一月四日  
質屋

野田斧吉  
出雲崎

御役所 印



越後国蒲原郡加茂町

百姓

仁左衛門

## 加茂市史刊行計画

名称	判型	ページ数（見込）	頒布価格（予定）	備考
資料編1 古代・中世	A5判	345	2,500円	既刊
資料編2 近世	A5判	983	3,500円	既刊
資料編3 近現代	A5判	1,001	3,500円	既刊
資料編4 考古	B5判	(750)	(3,500円)	
資料編5 民俗	A5判	(930)	(3,500円)	
資料編6 文化財	B5判	(750)	(5,000円)	
通史編1	A5判	(800)	(2,500円)	
通史編2	A5判	(800)	(2,500円)	
地域の歴史編	A5判	(800)	(2,500円)	

## 「加茂市史」資料編 目次より

### 資料編1 古代・中世

- 青海郷から青海荘へ
- 古代の青海郷
- 荘園の世界
- 戦乱の世
- 南北朝の動乱
- 越後の内乱
- 天下統一と検地

### 資料編2 近世

- 領主の支配
- 加茂地方の町と村
- 幕藩制の動揺
- 産業と交通
- 宗教と文化
- 幕末の社会変動と加茂地方

### 資料編3 近現代

- 明治維新と加茂
- 近代化の進展と加茂
- 産業と交通の変化
- アジア・太平洋戦争下の加茂
- 戦後民主主義の進展
- 加茂市の誕生
- 経済成長の量から質へ